

IFRS Developments

信用減損金融資産 の治癒

重要ポイント

- ▶ IFRS 解釈指針委員会は 2019 年 3 月、従前の暫定アジェンダ決定を確認した。
- ▶ 信用減損金融資産が治癒する場合、従前に未認識の金利は、金利収益ではなく、減損費用の貸方として計上する。

概要

IFRS 解釈指針委員会(解釈指針委員会又は委員会)は、信用減損金融資産(いわゆる「ステージ 3」の金融資産)が事後的に全額返済された場合又は信用減損に該当しなくなった場合に、未認識の金利をどのように表示するのかに関する要望を受けた。より具体的には、従前に未認識の金利の戻入れを金利収益として表示することができるかどうかが、要望書において質問された。

解釈指針委員会は、2019 年 3 月会議において、要望書に記載されている差額を減損損失の戻入れとして表示しなければならないと結論付ける最終アジェンダ決定を公表した。

背景

IFRS 第 9 号「金融商品」¹では、信用減損していない金融資産(すなわちステージ 1 もしくは 2)に係る金利収益は、総額での帳簿価額に実効金利を乗じて計算することが求められている。一方、資産が信用減損(すなわちステージ 3)となった場合、金利収益は、金融資産の償却原価、すなわち総額の帳簿価額から予測信用損失を控除した金額に実効金利を乗じて計算される。したがって、以下の金額に差額が生じる。

- ▶ 信用減損金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を乗じて計算される金利
- ▶ 当該資産について認識される金利収益

金融資産が「治癒」し、ステージ 2 もしくはステージ 1 に戻る場合、金利収益は総額での帳簿価額を基に再び計算されることになる。IFRS 解釈指針委員会に提出された要望書において、金融資産の治癒後に、企業は、この差額を金利収益として表示することができるのか、もしくは減損損失の戻入れとして表示することを要求されるのかが質問された。

委員会は、損失評価引当金を IFRS 第 9 号に従って認識が要求される金額とするために要求される修正を、予測信用損失の戻入れとして純損益に認識しなければならないことに留意した²。なお、当該資産が全額返済される場合には、損失評価引当金はゼロになる。当該修正には、金融資産が信用減損となった期間中の損失評価引当金に係る割引の巻戻しの影響が含まれる。これは、減損損失の戻入れ額が、資産の存続期間にわたり純損益に認識された減損損失を上回る可能性があることを意味する。

¹ IFRS 第 9 号 5.4.1 項(b)

² IFRS 第 9 号 5.5.8 項

IFRS 解釈指針委員会の決定

解釈指針委員会は 2018 年 11 月の会議で、企業は、要望書に記載された差額を、信用減損金融資産の治癒後に減損損失の戻入れとして表示しなければならないと暫定的に結論付けた。同様に、解釈指針委員会は、既存の IFRS 基準における要求事項が、要望書に記載された事例において、信用減損金融資産の治癒後に予想信用損失の戻入れを認識し表示するための適切な基礎を提供していると結論づけた。したがって、解釈指針委員会は、本論点をアジェンダに追加しないことを決定した。

コメント募集期限が終了したのを受け、解釈指針委員会は 2019 年 3 月に再度招集され、従前の暫定アジェンダ決定を確認した。

設例

- 実効金利 10% の既存の貸付金が信用減損する N 年目の 1 月 1 日時点で全期間の予想信用損失が当該貸付金に関し認識される。
- 予想キャッシュ・フロー不足額は表 1 の通りで、N+3 年目の 12 月 31 日まで状況が変わることがない。当該キャッシュ・フローを実効金利で割り引くと、1 月 1 日時点の予想信用損失は、表 1 の通り 59 百万円となる。
- 設例上、契約上のキャッシュ・フロー(元本及び発生金利)が、予想に反し、N+3 年目の 12 月 31 日に全額回収されると仮定する。
- 説明を単純化するため、未払金利に利息は発生しないと仮定する。

表 1: 契約上のキャッシュ・フロー及び予想キャッシュ・フロー(単位:百万円)

12 月 31 日時点のキャッシュ・フロー	N	N+1	N+2	N+3	合計
契約上のキャッシュ・フロー	10	10	10	110	140
予想キャッシュ・フロー	0	0	0	60	60
予想キャッシュ・フロー不足額	10	10	10	50	80
1 月 1 日現在の予想信用損失(実効金利で割り引いた不足額)	(9)	(8)	(8)	(34)	(59)

表 2:ステージ 3 の会計処理(単位:百万円)

	12 月 31 日				P/L 上の累積的影響額	
	N	N+1	N+2	N+3		
総額での帳簿価額期首残高	100	110	120	130		
総額での帳簿価額を基に計算された金利	10	10	10	10		
決済	0	0	0	(140)		
総額での帳簿価額期末残高	110	120	130	0		
損失評価引当金期首残高	(59)	(65)	(70)	(75)	(59)	当初引当金
割引の巻戻し	(6)	(5)	(5)	(5)		
損失評価引当金の戻入れ	0	0	0	80	80	未使用引当金の戻入れ
損失評価引当金期末残高	(65)	(70)	(75)	0	21	減損費用
償却原価期首残高	41	45	50	55		
償却原価に基づく金利収益	4	5	5	5	19	償却原価に係る金利
決済	0	0	0	(60)		
償却原価期末残高	45	50	55	0	19	金利収益

貸付金は信用減損していることから、金利収益は、貸付金の償却原価に実効金利を適用して導き出される金額に制限される。解釈指針委員会の決定により、損失評価引当金の戻入れは、全額が減損費用として認識されることが明確化された。従って、貸付金の総額での帳簿価額に生じる実効金利(40 百万円)の一部は金利収益として表示されず、減損の戻入れとして表示されることになる。これは、貸付金が信用減損している期間における損失評価引当金に関する割引の巻戻しに該当する(21 百万円)。

弊社のコメント

当該決定により、税前純損益自体に影響はないが、損失評価引当金の戻しを金利収益ではなく減損損失の戻入れとして認識することは、複数の重要な比率、特に金融機関の各比率に影響を及ぼす可能性がある。例えば、減損損失比率、純金利利益率などに影響を及ぼすと考えられる。また、当該決定は、企業内部の業績指標にも影響を及ぼす可能性がある。財務諸表作成者は、当該変更が財務報告上の比率及び主要な業績指標に及ぼす影響を検討し、変更点につき、社内外の利用者に積極的に説明していくことが求められるであろう。

特に、当該戻入れを従前金利収益として認識していた企業にとっては、今回の解釈指針委員会の指針は実務に著しい影響を及ぼすと考えられる。

なお、解釈指針委員会は本論点をアジェンダに追加しないことを決定した。したがって、適用に際して IASB の公表物である「アジェンダ決定一タイム・オブ・エッセンス(期限の考慮)」³を参照する必要がある。これは、IFRS 解釈指針委員会が公表したアジェンダ決定から生じる会計方針の変更の適用に関する公表物である。本公表物において、アジェンダ決定の公表後、企業は変更を適用するために十分な時間をかけることができると説明されている。

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していくます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について
EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jpをご覧ください。

EYのIFRS(国際財務報告基準)

グループについて

国際財務報告基準(IFRS)への移行は、財務報告における唯一最も重要な取り組みであり、その影響は会計をはるかに超え、財務報告の方法だけでなく、企業が下すすべての重要な判断にも及びます。私たちは、クライアントによりよいサービスを提供するため、世界的なリソースであるEYの構成員とナレッジの精錬に尽力しています。さらに、さまざまな業種別セクターでの経験、関連する主題に精通したナレッジ、そして世界中で培った最先端の知見から得られる利点を提供するよう努めています。EYはこのようにしてプラスの変化をもたらすよう支援します。

© 2019 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。新日本有限責任監査法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被つたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料はEYG No. 001927-19GbIの翻訳版です。

³ IASB 特集: アジェンダ決定一タイム・オブ・エッセンス(期限の考慮)